**別表第2**(第3条関係)

相対的給付制限

|  |  |
| --- | --- |
| 交通違反の種類 | 給付制限の割合 |
| 道路交通法施行令別表第2による行政処分点数の酒気帯びを伴う点数7点以上を課せられた行為が2回目であるとき。ただし、絶対的給付制限に該当する場合を除く。なお、初回目の者は、始末書を徴するものとする。 | 保険者が負担する分の5割 |
| 上記行為が3回目以上のとき | 保険者が負担する分の10割 |

絶対的給付制限及び相対的給付制限の判断基準

1　絶対的給付制限(国民健康保険法第60条)

(1)　自己の故意の犯罪行為により負傷したとき。次の3つの要件を満たしていること。

ア　法令に違反する行為があること。ただし、道徳的、社会的に非難性のない軽微なものを除く。(以下「A」という。)

イ　当該違反行為を行うという認識があったこと。ただし、法令の認識は必要でない。(以下「B」という。)

ウ　当該違反行為と事故による傷害との間に社会的に肯定される相当因果関係があること。(以下「C」という。)

以上の3要件を満たした場合には、全面的に給付制限を行うものとし、具体的には次のとおりとする。

(ア)　交通事故の場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 負傷原因等 | A | B | C | 摘要 |
| 酒酔い運転、麻薬等運転及び共同危険行為等禁止違反 | 自己の運転の誤りから | ○ | ○ | ○ |  |
| 落石等自然災害による場合 | ○ | ○ | × |  |
| 無免許運転大型自動車等無資格運転及び仮免許運転違反 | 自己の運転の誤りから | ○ | ○ | ○ |  |
| 免許停止及び3箇月以内の免許更新忘れ | ○ | ○ | × |  |
| 落石等自然災害による場合 | ○ | ○ | × |  |
| 酒気帯び運転 | 常習者(3回目以上) | ○ | ○ | ○ | 道徳的、社会的に非難されるとき(未必の故意) |
| 過労運転等 | 徹夜麻雀、夜釣り等による場合 | ○ | ○ | ○ |
| 速度超過 | 罰則(30(高速40km／h以上)のとき | ○ | ○ | ○ |  |
| 反則金(30(高速40)km／h未満)のとき | ○ | ○ | × | 社会的に非難されない |
| 信号無視 | 赤だが、渡れ | ○ | ○ | ○ | 認識があるとき |
| 信号機があるのを気づかなかった | ○ | × | ○ | 認識がないとき |
| 追越し違反 | 常習者(3回目以上) | ○ | ○ | ○ | 道徳的、社会的に非難されるとき |

(注)　常習者の判断は、自動車安全センター発行の運転記録証明により行う。

(イ)　その他の場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 負傷 | 原因 | A | B | C | 摘要 |
| 泥棒の目的で他人の住居に侵入した際に負傷した場合 | 捕まえられかかって負傷 | ○ | ○ | ○ |  |
| 自分で誤って転倒し負傷 | ○ | ○ | × |  |
| 無許可で所持している鉄砲の爆発で負傷 | ○ | ○ | ○ |  |
| 麻薬、大麻、アヘン及びシンナー等による中毒 | ○ | ○ | ○ | 認識があるとき |
| 殺人、傷害事件を起こし、自らも負傷 | ○ | ○ | ○ |  |

(2)　故意に疾病にかかり、又は負傷したとき

|  |  |
| --- | --- |
| 説明 | 例 |
| 認識があって、道徳的、社会的に非難される行為を行って疾病にかかり、又は負傷した場合 | 自殺未遂(精神的傷害がある場合を除く。)保険金目当ての自傷行為(当たり屋等) |

2　相対的給付制限(国民健康保険法第61条)

道徳的、社会的に非難される行為を行って、疾病にかかり、又は負傷した場合をいう。

(1)　闘争

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 給付制限の割合 | 摘要 |
| 口を出したが、手は出さない | 0 | 保険給付(第三者に求償) |
| 双方が手を出した場合 | 5割 | 喧嘩両成敗の考えから。双半分ずつ悪い |
| 常習者(3回目以上) | 10割 |  |
| 自力救済、正当防衛により違法性が阻却される場合 | 0 | 保険給付(第三者に求償) |
| 口も手も出さず一方的に傷害を受けた場合 | 第三者行為に該当 |  |

(2)　泥酔

泥酔により、自己の行為に自覚がない場合で、動機が非難される場合をいう。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 給付制限の割合 | 例 |
| 初めての者 | 0　ただし始末書を徴する | 泥酔のため、路上に横臥し、車に轢かれ負傷泥酔のため、暴れて負傷 |
| 2回目の者 | 5割 |
| 常習者(3回目以上) | 10割 |

(3)　著しい不行跡

|  |  |
| --- | --- |
| 説明 | 例 |
| 社会通念に従い、その都度認定 | 結婚生活以外の原因で、性病にかかった場合 |